

シネシティ広場イベント開催ガイド

歌舞伎町タウン・マネジメント



目次

本編

1.はじめに

1-1. 当ガイドの目的と位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・P.2

2. シネシティ広場

2-1. 基本概要・・・・・・・・・・・・・・・・P.3

2-2. 活用ガイドライン・・・・・・・・P.6

3. イベントにおける屋外広告物の掲出・・・・・・・・P.8

4. 利用の流れ・・・・・・・・P.12

5. 備品・設備一覧・・・・・・・・P.14

6. 利用の取り下げ方法等について・・・・・・・・P.15

7. お問い合わせ先一覧及び連絡体制・・・・P.17

8. 参考資料（各種基準、申請書類様式等）・・・・P.19

1. はじめに

1-1. 当ガイドの目的と位置づけ

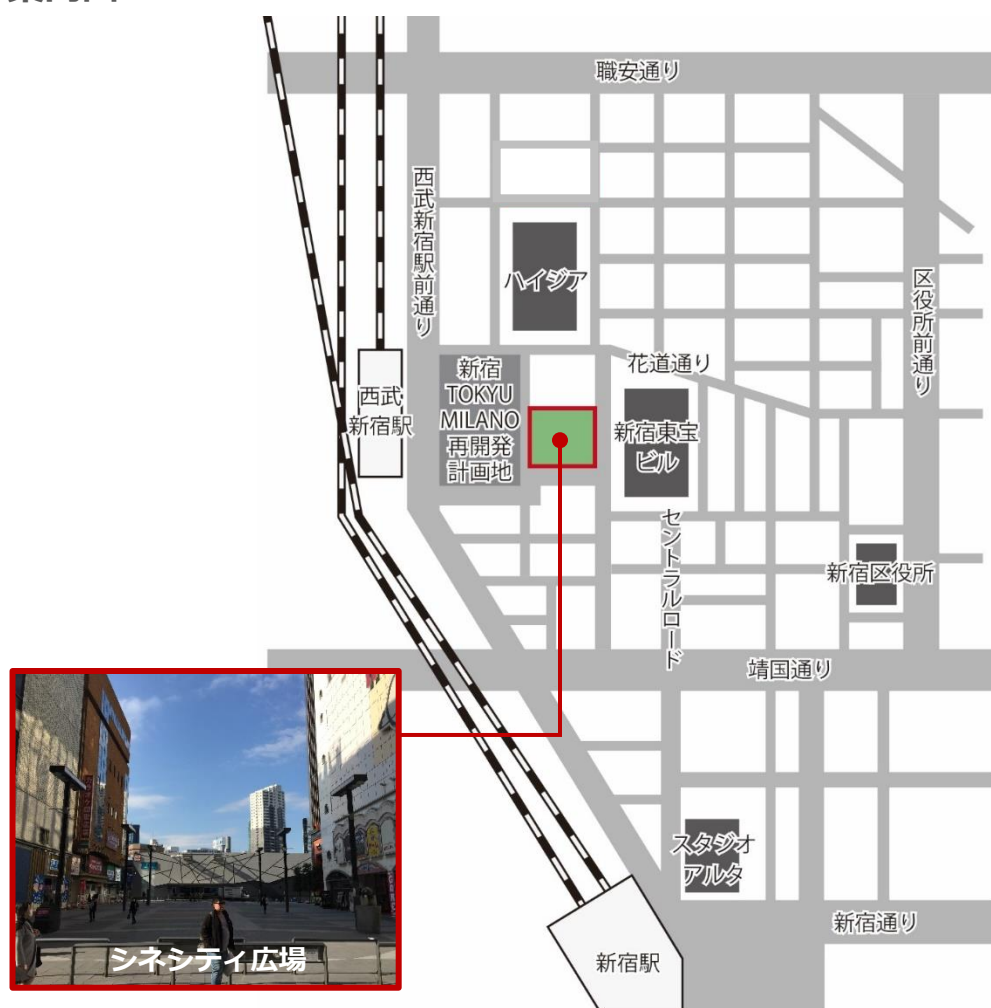
「シネシティ広場イベント開催ガイド」（以下、「イベントガイド」という。）は、シネシティ広場を利用される方に、広場の設置目的に即した適正で安全な利用を行っていただくとともに、その各種手続き等を円滑に行うために、利用の基本ルール、配慮事項、申請プロセス等を取りまとめたものです。本イベントガイドに基づき、各種申請・協議・許可の手続きをさせていただきます。

本イベントガイドは、歌舞伎町タウン・マネージメントが定める各種基準等に基づいて作成しております。特に、利用に当たって配慮すべき事項は活用ガイドラインとして盛り込んでいます。

広場を利用される皆様におかれましては、本イベントガイドや関係法令を十分理解し遵守した上で、広場の特性や来街者の安全面に最大限配慮した、円滑な実施運営を行っていただくようお願いいたします。

また、本ガイドについては、運用の状況に応じて変更することがございます。ご了承ください。

○案内図



2. シネシティ広場

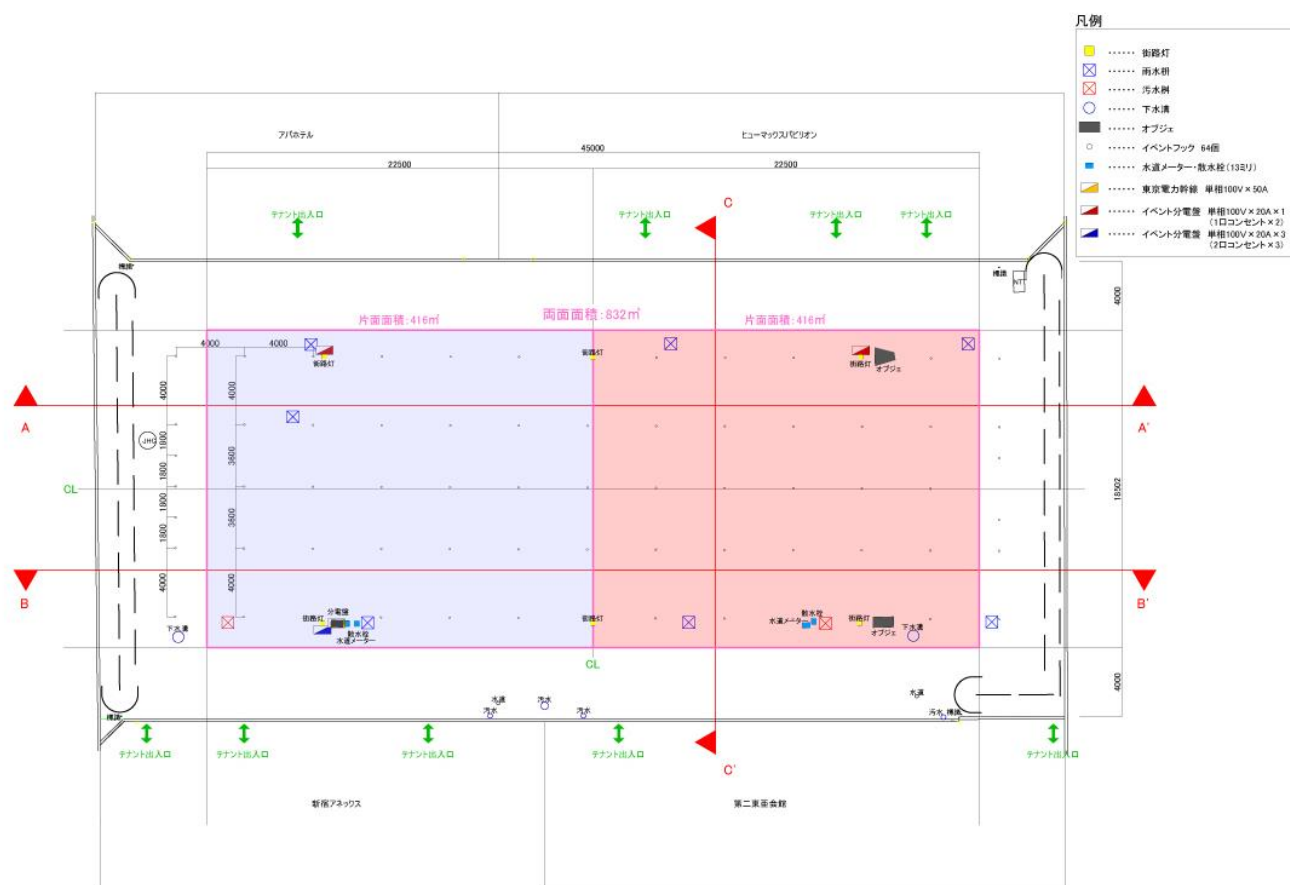
2-1. 基本概要

○広場の施設概要

位置：東京都新宿区歌舞伎町1丁目19番先

面積：832㎡（全面利用）、416㎡（片面利用）

イベント実施可能な範囲は下記のシネシティ広場利用図のピンクの枠線内にてお願いします。



利用方法

当広場は以下の（１）～（４）の方法で利用が可能です。それぞれの基準を満たすようにしてください。
 なお、仮予約はお受付しておりません。ご了承ください。

（１）イベント

下記項目のいずれかに該当するもの

- ア 大衆文化・娯楽の進行や文化創造産業の振興に向けて発信するために行うもの。
- イ 区民や来街者など多くの人が楽しめる祭事等であること。
- ウ 区民や来街者などの安全・安心を確保・推進するために行うもの。
- エ その他、上記に類しかつ「シネシティ広場及び大久保公園利用基準」第5条各号に規定する以外のもの。

（２）物販

地域振興、国際交流及びチャリティー等を目的とした販売であり、「シネシティ広場及び大久保公園利用基準」第5条各号に規定する以外のもので、その他、東京都屋外広告物条例に違反しないもの。

※詳しくは歌舞伎町タウン・マネージメントまでご相談ください。

（３）その他

「シネシティ広場及び大久保公園利用基準」に即したものの。

（４）イベント一体型広告

下記の項目の全てに該当するもの

- ア （１）のイベントの内容に関連して掲出されるもの。
- イ 「シネシティ広場広告メディア利用基準」、「シネシティ広場及び大久保公園利用基準」、「屋外広告物を活用したエリアマネジメント広告表示に関する自主審査基準」を満たすもの。
- ウ 安全面に配慮した方法で設置されるもの。
- エ その他、本ガイドへ記載された事項（P.6～ P.11参照）を遵守するもの。

利用期間及び利用時間

原則 14日以内 9時～21時まで（設営及び撤去含む）

※ただし、飲食提供を伴うイベントについては、臨時出店届出の範囲内（設営撤去除き5日間以内）での開催になります。

備品・設備の貸出

貸出可能な備品・設備及び各使用料については、P.14「備品・設備一覧」をご確認ください。

〇広場利用料（参加料）について

- ・ 広場利用料（参加料）等のお支払いは全額イベント実施の30日前までとさせていただきます。
- ・ 広場の利用に関する協定書の締結後、上記料金を歌舞伎町タウン・マネージメントより御請求させていただきます。指定期日までにお支払いをお願いします。

広場利用料金

＜全面利用の場合＞

イベント開催日数	平日料金（円/日）	土・日・祝日料金（円/日）
1日又は4日	235,900円（税込）	284,000円（税込）
5日～9日	220,000円（税込）	265,000円（税込）
10日～14日	203,000円（税込）	245,000円（税込）

- ※片面使用する場合は各料金の半額とします。
- ※設営及び解体に要する日の一日当たりの単価は、イベント開催日数に該当する平日の一日当たりの単価の半額とし、十円未満を切り捨てる額とします。

2-2. 活用ガイドライン

○主な注意事項等

レイアウト	- イベントを実施するスペースをイレクターフェンス等で囲い、広場の歩行者動線を確保してください。（両幅員各4mを確保すること） - 広場に面する店舗等への視線の抜けを確保するよう配慮してください。（テント等でイベントスペース全周をふさぐようなレイアウトは避ける等） - 避難経路の確保等については、消防署との協議の上、決定してください。 - 発電機はホテル及びゲームセンター前に設置しないでください。
装飾・什器	- 飲食を取り扱う際は、その床面を油染み等から保護するため、シート等で養生をしてください。イベント終了後、汚損が確認された場合は、床面の清掃をお願いしております。 - 設置されているサイン類が隠れるような装飾、什器は使用できません。 - 光の演出については、周辺道路に支障が生じないようにしてください。 なお、道路をまたいでしまいますので、周辺建物に投影するプロジェクションマッピングの実施についてはお断りしております。
設備	- 街路灯はセンサーによる自動点灯です。 - 電気容量は、100V×50Aです。（分電盤：単相100V×20A×1（1口コンセント×2）、単相100V×20A×3（2口コンセント×3））配電盤内の工事はご遠慮ください。この容量を超える電気をご利用の際は、主催者にて発電機をご用意ください。 - トイレは、西武新宿駅前公衆トイレ、もしくは大久保公園の公衆トイレをご案内ください。近隣事業者に迷惑をかけないようにお願いいたします。また、簡易トイレの設置はご遠慮ください。 - インターネット回線は引けません。 13mmと20mmの散水栓が1か所ずつ合計2か所あります。
安全対策	- 警察の指導に従い、公安委員会認定警備会社の警備員を配置してください。雑踏警備においては、2号（雑踏）検定保持者を配置してください。 - 広場は、自転車駐輪禁止区域です。近隣の駐輪場をご利用ください。 - 必要に応じて主催者にて保険の加入をご検討ください。事故が発生しても、当組織は一切責任を負いません。 - テント・サイン等の固定は、ウェイトを使用していただくか、広場付帯設備のアイボルトをご利用ください。 - 突風、防風などによる倒壊、飛散に備え、十分な安全対策をお願いします。 - 床面にシート貼りを施す場合は、滑りにくい材質の物をご使用ください。 - 発電機を使用する場合は、少量危険物に該当する可能性がございます。消防署にてご確認ください。 - ガスをご利用の場合は、ガス会社と消防署にご相談ください。 - 広場の床面は普通舗装です。（一般の車道並みの舗装です）
搬入・搬出	- イベントに関する資機材等の調達、設置及び撤去等に係る作業は利用者の責任において実施するものとします。 - 歌舞伎町地区では一方通行規制や歩行者専用の時間帯規制が多く指定されています。搬入・搬出ルートの設定にあたっては、交通規制をよくご確認ください。交通規制については新宿警察署にお問い合わせください。通行禁止道路通行許可申請の手続きが必要となる場合があります。 - イベントに供する車体（キッチンカー等）または搬入・搬出時以外の駐車はできません。 - 搬出入時の広場入口のフェンスの撤去に関しては、歌舞伎町タウン・マネジメントにて鍵の貸出をしております。 - 広場へのトラックでの乗り入れは場合により、コンパネ等により、床面を養生していただく必要がございます。 - 車両出入り時以外は、近隣事業者への配慮としてエンジンを停止してください。

※詳細については「シネシティ広場及び大久保公園利用基準」も併せてご確認ください。

2. シネシティ広場

衛生管理	・ 利用者は、資機材等を撤去したときは、原状回復するとともに、清掃しゴミ等は全て持ち帰っていただきますようお願いいたします。 ・ 喫煙は、西武新宿駅前広場または大久保公園の喫煙所をご利用ください。 ・ 飲食物を取り扱う場合は、保健所への臨時出店届等のお手続きが必要になります。 ・ 広場に汚水枳は設置されておりません。排水はご遠慮ください。
周辺環境	・ イベント時に使用できる音響の大きさは、「東京都の都民の安全を確保する環境に関する条例」に基づき、8時から 20 時までが最大 60 デシベル、20 時から 21 時までは 55 デシベルを最大音量とします。
その他	・ 利用者は広場を毀損又は汚損したときは、速やかに復旧しなければなりません。また、その場合の復旧にかかる経費は利用者が負担してください。 ・ 利用者は広場の毀損又は汚損等を発見したときは、速やかに歌舞伎町タウン・マネージメントに報告しなければなりません。 ・ 歌舞伎町タウン・マネージメントにて忘れ物や荒天時のイベント実施に関するお客様からのお問い合わせを受けません。必ずお客様お問い合わせ用の電話番号をホームページ等に掲載してください。 ・ メディア取材に関する問い合わせ先として電話番号を掲載してください。 ・ メディアの撮影が入る場合はその旨、事前にご連絡ください。 ・ シネシティ広場のイベント利用につきましてはテーブル及びイスの設置をお願いする場合がございます。ご了承ください。 ・ 企業名、企業ロゴ、商品に関する表示等は屋外広告物に該当いたしますので、必ず事前にご相談ください。 ・ 飲食を伴う場合は事前に保健所との協議の上、実施していただく必要がございます。 ・ 火気の使用等につきましては事前に消防署との協議が必要となります。 ・ イベント実施中（設営及び撤去も含む）に出たゴミに関しましては原則持ち帰りとなります。 ・ シネシティ広場は歩行者専用道路となりますので、車輛の留め置きはご遠慮ください。（キッチンカーや車両展示については必要な手続きを経て実施可能となります） ・ 高さ4mを超える設置物については仮設工作物にあたりますので、主催者様による建築関係の許可手続きが必要になります。 ・ 周囲をホテル及び商業施設で囲まれています。音量及び振動等の関係上、音楽をメインとするイベントについては、ご遠慮ください。 ・ イベント中に音を出す演出がある場合は、必ず事前にご相談ください。 ・ イベントにおける打楽器等の利用及び楽器の生演奏はご遠慮ください。 ・ 入場料を徴収するイベントを行うことはできません。 ・ チケット販売、ダフ屋行為はできません。 ・ 投げ銭等、金銭を要求する大道芸、パフォーマンス等はできません。

※詳細については「シネシティ広場及び大久保公園利用基準」も併せてご確認ください。

3. イベントにおける屋外広告物の掲出

○イベント一体型広告の活用

広告掲出の考え方

- まちの賑わい創出に資する屋外広告物については、歌舞伎町タウン・マネージメントが共催するイベントと一体となって掲出される場合に限り、シネシティ広場に設置することができます。
- なお、公共スペースにふさわしい、誰もが気持ちよく受け入れられるデザイン広告になるよう、「屋外広告物を活用したエリアマネジメント広告表示に関する自主審査基準（参考資料編参照）」に基づき、広告主及び広告デザインの両方について自主審査を行います。
- また、イベント一体型広告がイベントに付帯する物件に広告を掲出する関係上、広告掲出の申し込み及び広告に関する事務手続きについては、イベント主催者とやりとりさせていただきます。イベント主催者が指定する業者と直接のやり取りはいたしません。

屋外広告物掲出料

イベントにて屋外広告物を掲出する場合、広場利用料及び設備利用料とは別に、屋外広告物掲出料が必要になります。

屋外広告物掲出料	301,000円(税込)
----------	--------------

※屋外広告物許可申請料、屋外広告物審査料を含みます。

※広告物製作費、施工費、撤去費は含まれません。主催者様にてご負担ください。

※屋外広告物の掲出はイベント期間中に限ります。

※景観に配慮するために、広告の掲出については、300㎡以内にとどめてください。

※各設置可能物件を超えず、かつ、広告掲出面積が広告掲出可能総面積（300㎡以内）であれば、どの物件にどの量の広告を掲出するかをお選びいただけます。

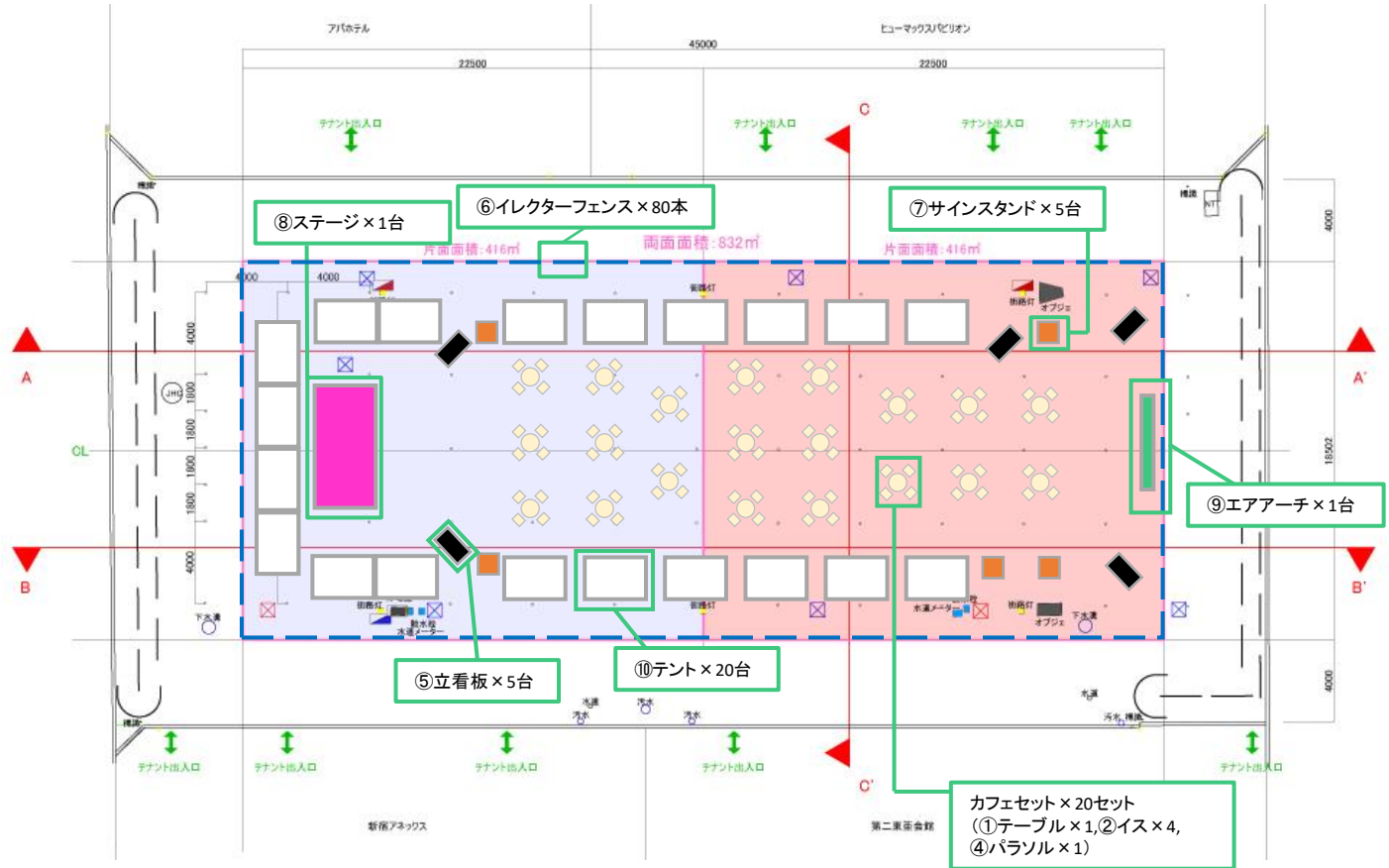
掲出可能面積及び物件

- ・ 掲出面積は合計で300㎡以内としてください。
- ・ なお、景観に配慮するため、広告の掲出については、各設置可能物件数を超えず、広告掲出総面積が300㎡以内であれば、設置物件数及び掲出数量（面積）については任意にお選びいただけます。

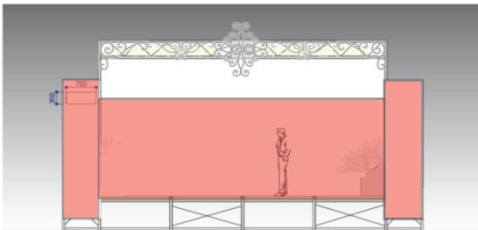
	物 件 名	最大設置物件数	備 考
1	丸テーブル	20	天板1枚につき 1 枚掲出
2	カウンターテーブル	20	
3	テーブル	20	
4	イス	80	テーブル1台につき4脚
5	立て看板	5	
6	イレクターフェンス	53	フェンス3枚につき2枚分掲出
7	サインスタンド	5	
8	ステージ（中央バックパネル）	1	
	ステージ（左右袖）	2	
9	エアアーチ	1	
10	テント（幕中央）	20	
	テント（幕側面）※片面分	20	
	テント（幕天井中央）※片面分	20	
	テント（幕正面下部）※片面分	20	
	テント（幕側面下部※片面分	20	
11	イントレ（一段・二段）	20	
	イントレ（二段）	20	
12	カーペット（長）	1	面積の60パーセント分のみ掲出可能
	カーペット（短）	1	面積の60パーセント分のみ掲出可能
13	バリケード	40	フェンス3枚につき2枚分掲出
14	ビジョン	1	

広告レイアウトイメージ

<飲食イベント例>



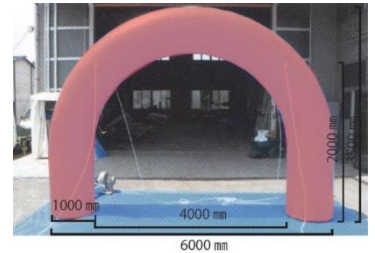
【ステージ】



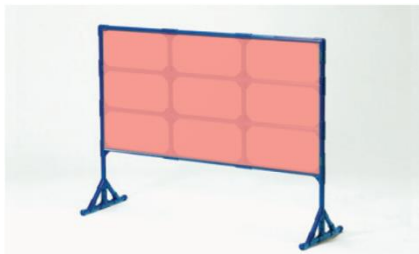
【テント】



【エアアーチ】



【イレクターフェンス】



※イレクターフェンス3枚分毎に広告掲出をしないフェンスを1枚分もつける

【イレクターフェンス掲出例】



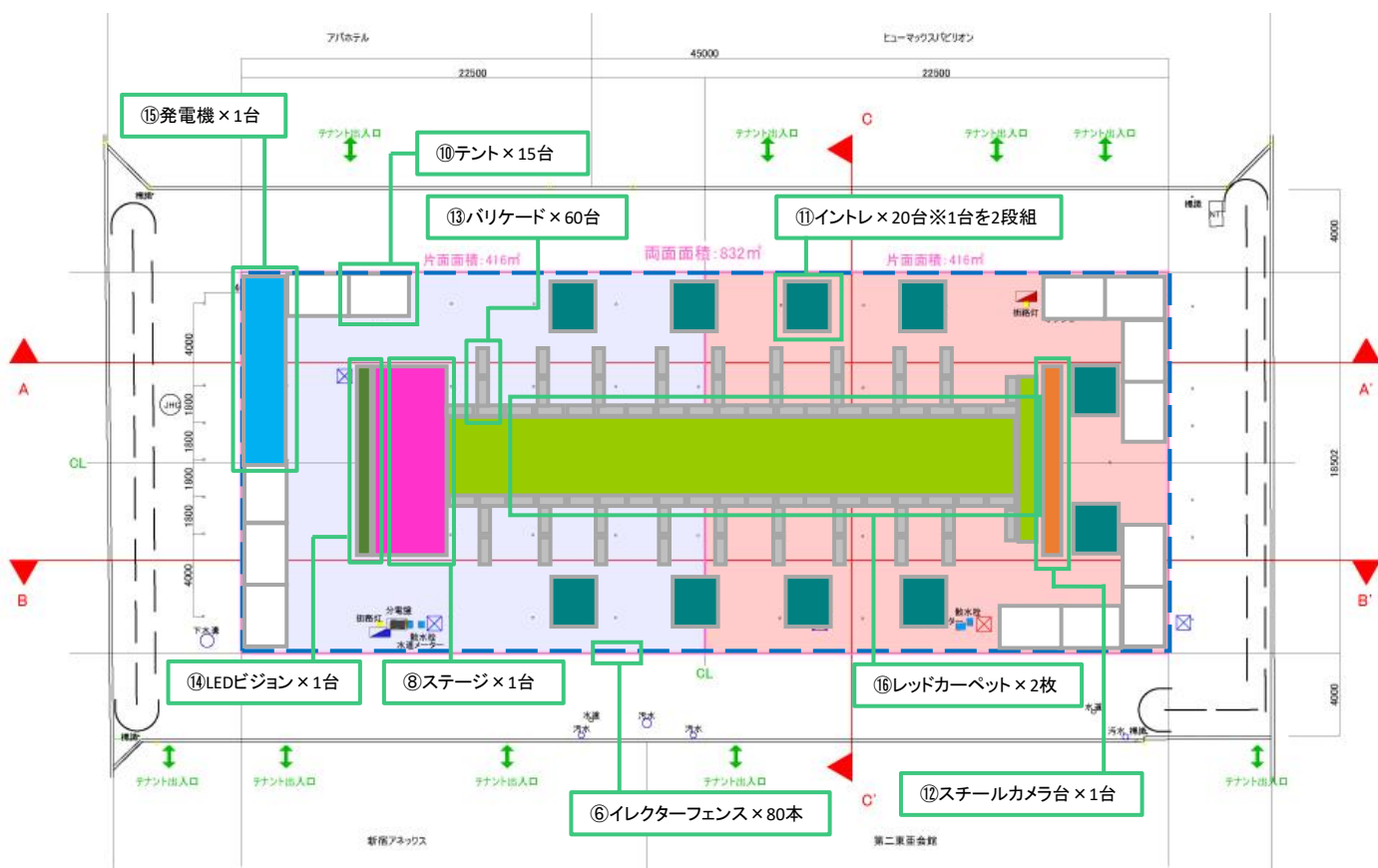
※イレクターフェンス3枚分毎に広告掲出をしないフェンスを1枚分もつけること
※同じデザインの広告を続けて掲出しない

【丸テーブル及び丸椅子】

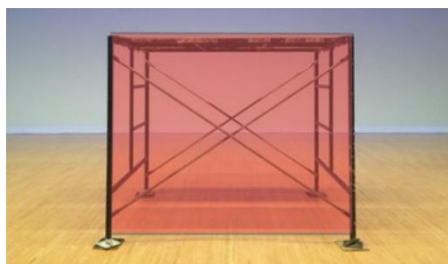


※カフェセット展開図例

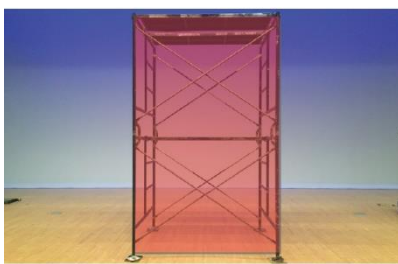
<その他イベント例>



【イントレ(1段組)】

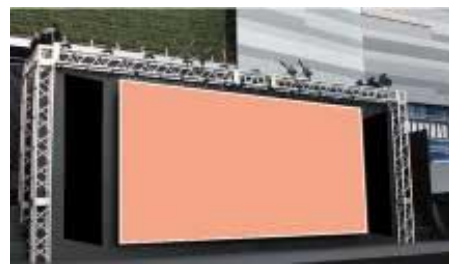


【イントレ(2段組)】

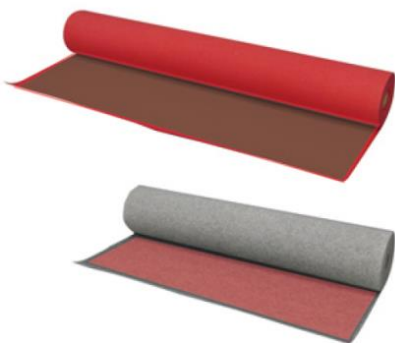


※ジャッキベースの高さは含みません。
【レッドカーペット掲出例】

【ビジョン】



【レッドカーペット】



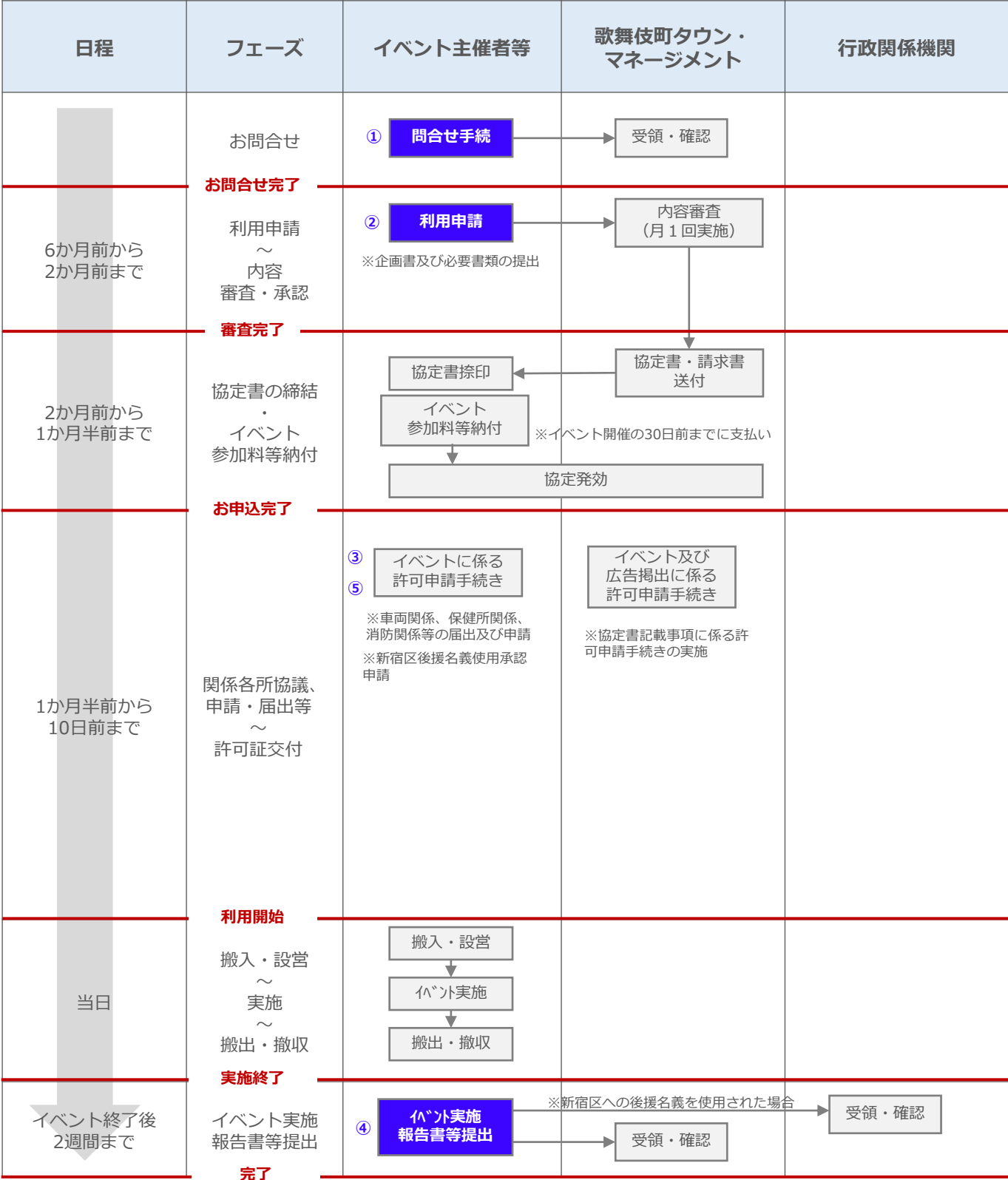
【バリケード】



※バリケードへの掲出については、エレクトーフエンス掲出と同様に扱う

4. 利用の流れ

イベント開催及び広告掲出フロー



※場合により、イベント終了後、電気水道料金等をご請求させていただきます。
※日程については目安になっておりますので、イベント内容によっては異なる場合があります。お早めにお問合せください。

申請書類等

	No.	項目	内容	提出先	提出期限
必須提出書類	①	事前問合せ書類	■企画書 歌舞伎町タウン・マネージメント指定フォーマットをもとに、以下を中心に記載してください。 ・企画内容 ・利用希望日（設営・撤去含む） ・レイアウト案（簡易なものでも可）	歌舞伎町タウン・マネージメント	60日前まで
	②	利用申請書類	■利用申込書（様式1） ■最終版：企画書 ※歌舞伎町タウン・マネージメント指定フォーマット ■屋外広告物を掲出する場合はその許可申請に関する資料	歌舞伎町タウン・マネージメント	60日前まで
	③	後援名義使用承認申請	■新宿区後援名義使用に係る申請書	新宿区	30日前まで
	④	イベント実施報告書	■実施報告書 ■事業終了報告書 ※歌舞伎町タウン・マネージメント指定フォーマット	① 新宿区 ② 歌舞伎町タウン・マネージメント	イベント終了後2週間以内
必要に応じて主催にて対応	⑤	行政等申請及び届出用資料	■食品営業などの申請及び届出 ■酒税にかかる申請及び届出 ■消防署に求められた届出及び許可申請 ■通行禁止道路通行許可申請 ■建築確認に関する許可申請 ■車体広告に関する許可申請 ※車体広告に関する許可申請は主催者様にて実施していただきます。 ※東京都の屋外広告物条例を遵守してください。	各関係機関	各関係機関に定められた日数

5. 備品・設備一覧

- 設備使用料等のお支払いは全額イベント実施の30日前までとさせていただきます。
- 公園の利用に関する協定書の締結後、上記料金を歌舞伎町タウン・マネージメントより御請求させていただきます。指定期日までにお支払いをお願いします。

備品・設備名	保有数量	単価 (1日目)	単価 (2日目以降)	備考
長机	10台	880円/台 (税込)	440円/台・日 (税込)	180cm(w) × 45cm(d) × 90cm(h)
TMOテント	5張	3,300円/張 (税込)	1,650円/張・日 (税込)	250cm(w)×250cm(d) × 265cm(h)
ドラムコード リール	2巻	550円/巻 (税込)	275円/巻・日 (税込)	長さ25m 1.5KVA用
発電機	2台	11,000円/台 (税込)	5,500円/台・日 (税込)	GAS代金 (含む)
アルミベンチ (3人掛け)	20台	880円/台 (税込)	440円/台・日 (税込)	180 (w) ×40(d) ×40.5 (h) cm
イレクター フェンス	40枚	2,200円/枚 (税込)	1,100円/枚・日 (税込)	1800 (w) ×450(d) ×1100 (h) mm
テントウェイト	38個	330円/個 (税込)	165円/個・日 (税込)	テント1台につき2〜4個 のウェイト料金をいた だきます。 10kgと20kg混在
電気及び 上下水道	1日	16,500円/日 (税込)	16,500円/日 (税込)	※電気のみ、水道のみの 料金はございません。
アンカーボルト	60本	110円/本 (税込)	55円/本・日 (税込)	紛失時には蓋3,000円、 ボルト5,000円を申し受 けます。
広場グレーチ ングレンチ、フ ックセット	T字レンチ1本、 グレーチング フック2本	550円/セット (税込)		設営から撤去まで550円 にて貸出

※大量の電気及び水道利用が想定される場合には、別途料金を徴収させて頂く場合があります。

6. 利用の取り下げ方法等について

○利用の取り消し及び取り下げについて

- (1) 下記の項目に該当する場合は、利用を取り消させていただくことがあります。
- ア 指定する期日までに広場利用料（参加料）等の納付がないとき。
 - イ 利用申請書（様式 1）に虚偽の記載があったとき。
 - ウ 利用内容等が各種法令又はこの基準に違反している、又はそのおそれがあり、代表の改善の指示に従わなかったとき。
 - エ 利用内容により一般の道路利用者に危険を生じさせている、又はそのおそれがあり、代表の改善の指示に従わなかったとき。
 - オ 承認された場所以外での作業又は利用を行い、代表の改善の指示に従わなかったとき。
 - カ 音響等により周辺からの苦情が出たとき又はそのおそれがあり、代表の改善の指示に従わなかったとき。
 - キ 災害その他不可抗力によって、広場の利用ができなくなったとき、又はそのおそれがあるとき。
 - ク 広場の管理・運営上、やむを得ない事由が生じたとき。
 - ケ 理由を問わず、新宿区より占用許可が取り消されたとき。
- (2) 利用者の都合により、利用期間・内容等を変更される場合や、利用申請を取り下げる場合は、速やかに歌舞伎町タウン・マネージメント事務局まで御連絡ください。

○広場利用料（参加料）、設備使用料、屋外広告物掲出料の返還について

- ・ 広場等の利用の取消し等により、広場等を利用しない場合、既にお支払いただいた使用料（参加料）・設備使用料の取扱いは下表のとおりになります。

取消・取下日	広場利用料 (参加料)	設備使用料	屋外広告物 掲出料
利用日30日前まで	全額返還	全額返還	全額返還
利用日29日前から利用日7日前まで	半額返還	半額返還	半額返還
利用日 6 日前以降	返還しない	返還しない	返還しない

○賠償及び免責について

- ・ 広場利用者は、次の各項目を遵守してください。
 - ア イベント等に関する機材等の調達、設置及び撤去等に係る作業は利用者の責任において実施してください。
 - イ イベント等に使用した機材等を撤去したときは、広場及び公園を原状回復するとともに、清掃し、ゴミ等は全てお持ち帰りください。
 - ウ イベント等の実施によって、歌舞伎町タウン・マネージメント、新宿区又は第三者に損害を与えたときは、利用者の責任において補償等の適切な措置をお願いします。
 - エ 利用中に広場を毀損又は汚損したときは、速やかに復旧の措置をお願いします。
 - オ 利用者は広場の毀損又は汚損等を発見したときは、速やかに歌舞伎町タウン・マネージメント及び新宿区に報告してください。
 - カ イベント等に関する責任は、利用者が負ってください。なお、歌舞伎町タウン・マネージメント及び新宿区は、イベント等に対して責任及び負担は負いません。
 - キ イベント等が第三者の権利を侵害するものではないこと及びイベント等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを保証してください。
 - ク 歌舞伎町タウン・マネージメント及び新宿区に対して第三者からイベント等に関連する損害賠償請求がなされた場合は、利用者の責任及び負担において解決してください。なお歌舞伎町タウン・マネージメント及び新宿区は責任及び負担を負いません。
 - ケ 利用の取り消しにより、利用者に損害が生じた場合、歌舞伎町タウン・マネージメント及び新宿区は、その責任を負いません。

7. お問い合わせ先一覧及び連絡体制

〇お問い合わせ先一覧

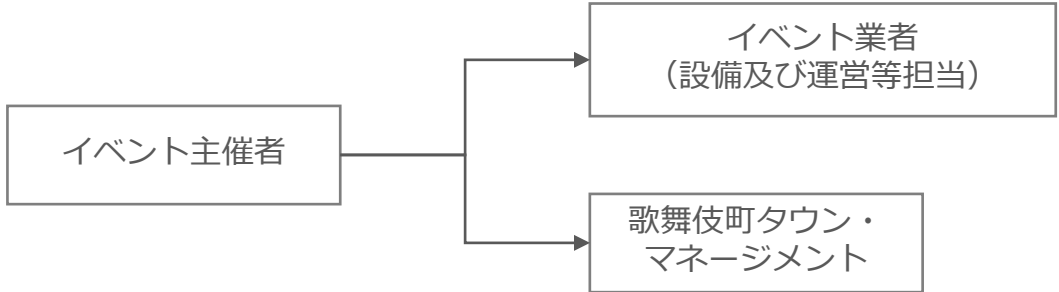
問い合わせ内容	連絡先
・ イベント企画・内容の確認 ・ イベント中止などの判断 ・ 歌舞伎町タウン・マネージメント備品の利用 ・ イベントにおける屋外広告物の掲出について	〇歌舞伎町タウン・マネージメント 〒160-0022 新宿区新宿5丁目18番21号 歌舞伎町タウン・マネージメント事務局 TEL : 03-3207-4516 / FAX : 03-3207-4519 MAIL : information@d-kabukicho.com
・ 後援名義に関するお問い合わせ ・ 撮影に関するご相談（大久保公園）	〇新宿区役所 〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町1-4-1 新宿区役所 TEL:03-3209-1111 ※イベント内容により担当部署が異なります。
イベントにおける飲食提供等について	〇新宿区健康部衛生課（保健所） 〒160-0022 新宿区新宿5丁目18番21号 第二分庁舎3階 TEL : 03-5273-3148
建築物及び構造物に関するご相談	〇新宿区都市計画部建築指導課 〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町1-4-1 新宿区役所8階 TEL:03-5273-3742
・ 会場周辺の交通規制 ・ 通行禁止道路通行許可に関するご相談 ・ ちらし等配布に関するご相談 ・ 撮影に関するご相談（シネシティ広場）	〇新宿警察署 交通規制係 〒160-0023 新宿区西新宿6丁目1-1 TEL : 03-3346-0110
危険物及び消防関係書類に関する申請等に関するご相談	〇新宿消防署 大久保出張所（防火安全対策係） 〒160-0022 東京都新宿区新宿6丁目27-43 （大久保出張所内） TEL : 03-3207-0119 / FAX : 03-3207-4483
上下水道の使用契約に関するご相談 ※長期イベントに限る	〇東京都水道局 水道局お客様センター（23区） 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 TEL : 03-5326-1100 / FAX : 03-3344-2531
酒税とお酒の免許に関するご相談	〇神田税務署 酒類指導官 〒101-8464 東京都千代田区神田錦町3-3 TEL : 03-4574-5596

○連絡体制

■イベント中止時の当日連絡体制

(1) 主催者側での中止決定

※雨天時及び荒天時、混雑により、止むを得ずイベントを中止せざるをえない場合の、判断体制をイベント主催者側にて事前に設定してください。



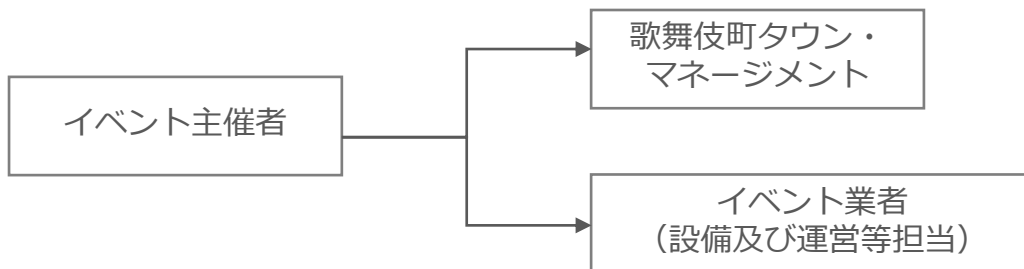
(2) 歌舞伎町タウン・マネージメントによる中止決定

※歌舞伎町タウン・マネージメントの判断により、イベントが開催中であっても取り止めとさせていただきます。

※通行者及び参加者の安全が担保できないと判断した場合も、イベント開催中であっても取り止めとさせていただきます。



■イベント開催中の問い合わせ対応（設備不具合、行列対応、緊急事項等）



※責任問題になる可能性がありますので、歌舞伎町タウン・マネージメントはイベント主催者（協定書締結者）とのみ、やり取りをさせていただきます。そのため、業者と歌舞伎町タウン・マネージメントは直接やり取りは行いません。

※イベント実施において、歌舞伎町タウン・マネージメントより指定する業者はございません。

○組織図・緊急連絡網

イベント開催にあたっての組織図及び緊急連絡網を作成してください。

8. 参考資料（各種基準、申請書類様式等）

■ 各種基準

【資料1】シネシティ広場及び大久保公園利用基準

【資料2】シネシティ広場広告メディア利用基準

【資料3】屋外広告物を活用したエリアマネジメント広告表示に関する自主審査基準

■ 申請書類様式等

【資料4】利用申込書

【資料5】利用申込取下書

【資料6】企画書フォーマット

【資料7】イベント実施報告書／事業終了報告書

※新宿区に提出する報告書の様式とは異なります。

新宿区への報告書の様式については新宿区にお問い合わせください。

上記、他の申請書類様式等については、P.17の「お問い合わせ先一覧」を参照の上、適宜お問い合わせください。